

○ 「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成29年5月29日の「体育館の床板の剥離による負傷事故」における文部科学省への意見具申に関し、平成30年3月時点での文部科学省の対応状況を踏まえ、フォローアップとして、消費者安全調査委員会が確認したい事項を整理した。

番号	意見(平成29年5月29日)	対応状況(平成30年3月現在) 文部科学省	確認事項(平成30年5月) 消費者安全調査委員会
1	<p>1. 事故のリスク及び維持管理の重要性の周知</p> <p>文部科学省は、体育館において安全にスポーツを行うことができるよう、体育館の床板の剥離による負傷事故が発生していること、あらゆる木製床の体育館において同様の事故が発生するリスクがあること及びこれらを利用者が知ることの重要性並びに体育館の維持管理の重要性及び方法について、本報告書を参考にして体育館の所有者及び管理者に対して周知徹底すべきである。</p>	<p>1. 各都道府県教育委員会施設主管課長等の体育館の所有者及び管理者に対し、「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について(通知)」(平成29年5月29日付29施企第2号)を発出した。 通知文では、体育館の床板の一部が剥離することにより、負傷事故が発生していること、また同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在すること及び体育館の維持管理の重要性と方法について周知を図っている。</p> <p>2. 平成29年6月1日、体育館の利用者である日本体育施設協会や日本オリンピック委員会等のスポーツ関係団体に対し、体育館の床板の剥離による負傷事故を防止するための事務連絡を発出した。</p> <p>3. 学校や社会体育施設の施設担当者等を対象とする会議等において、本件に関する情報提供を随時行っており、来年度以降についても継続する予定である。</p>	<p>確認事項なし</p>
2	<p>2.適切な維持管理の取組</p> <p>文部科学省は、体育館の所有者に対して、次の(1)から(5)までの取組を行うよう求めるべきである。また、文部科学省は、それらの取組状況を把握し、適切な維持管理が行われるようにすべきである。</p>	<p>1. 平成29年5月29日、各都道府県教育委員会施設主管課長等の体育館の所有者及び管理者に対し、「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について(通知)」(平成29年5月29日付29施企第2号)を発出し、以下①から⑤の取組の実施を要請した。</p> <p>① 適切な清掃の実施(水拭き及びワックス掛けの禁止) ② 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置 ③ 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定 ④ 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管 ⑤ 施設利用時における注意事項の利用者への周知</p> <p>2. 文部科学省では、学校及び社会体育施設における上記5項目の取組状況を把握するために、平成29年12月1日時点における「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査」を実施した。</p> <p>3. 調査結果の概要 ※ 詳細については、別紙参照(別紙1:学校・別紙2:社会体育施設) 調査対象:消費者安全調査委員会が平成28年に実施した「体育館等の床から剥離した床板による負傷事故の再発防止に向けたアンケート調査」(以下「調査委員会調査」という。)を対象となった公立の学校施設及び社会体育施設 対象施設数:2,664(学校数:1,897・社会体育施設数:767)</p> <p>◆ 通知文の内容確認について 調査対象となったほぼ全て(学校:98.5%・社会体育施設:94.7%)の施設において、通知文の内容を確認済であることが確認された。 なお、調査時点において通知文の内容を確認していなかった施設においても、今回の調査を実施することで、内容を確認したとの回答を得ている。</p>	<p>・調査対象が平成28年と同じとのことであるが、対象が同一であることの統計バイアスはどのように考えているのか。他の対象で調査をした場合には、より望ましくない結果が得られるのではないかと懸念がある。</p>

番号	意見(平成29年5月29日)	対応状況(平成30年3月現在) 文部科学省	確認事項(平成30年5月) 消費者安全調査委員会
2(1)	<p>(1)日常清掃及び特別清掃により、体育館の木製床を清潔に保つ。その際、水分の影響を最小限にする。 水拭き及びワックス掛けは、床板の不具合発生の観点からは行うべきではないことなどに留意した上、本報告書3.3.2及び6.1を参考にして適切な清掃の方法を定め、書面にすることにより、実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。なお、やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には、それに伴う木製床への水分の影響を最小限とするよう注意する。</p>	<p>◆ 事故防止に係る取組状況について ① 適切な清掃の実施(水拭き及びワックス掛けの禁止) ▶ 学校の91.8%・社会体育施設の83.8%の施設が「実施している」又は「一部実施している」を選択しており、多くの施設において水拭き及びワックス掛けの危険性が認識されていることが確認された。 ▶ 水拭き及びワックス掛けを行っているとして、「一部実施している」を選択した施設においても、水分の影響を最小限にして実施しているとの回答を得ている。 【参考】 調査委員会調査では、学校の46%・社会体育施設の42%で「ワックス掛けを行っている」と回答。 → 今回調査により、体育館の床におけるワックス掛けの危険性の認知度が向上していることを確認</p>	<p>・「一部実施している」を選択している施設等は具体的な何をを行い、何を行っていないのか、といった点の詳細について御教示いただきたい。</p>
2(2)	<p>(2)日常的、定期的に点検を行い、実施した記録を保管する。本報告書3.3.2及び6.2を参考にして点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。 床板の不具合を発見した場合には、速やかに応急処置又は補修を行うほか、必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また、事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう、床板の不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、不具合の位置や箇所数と共に記録し保管する。 さらに、体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施や床板の不具合について責任を持って対応に当たらせる。</p>	<p>② 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置 ▶ 学校の93.7%・社会体育施設の82.3%の施設が「実施している」又は「一部実施している」を選択しており、多くの施設において一定の日常点検・定期点検が実施されていることが確認された。 ▶ 日常点検・定期点検及び応急処置については概ね行われているものの、点検記録や不具合の状況写真を保管していない、また維持管理の責任者を定めていない施設等(「一部実施している」を選択)が一定数(学校:31.1%・社会体育施設:45.0%)存在することが確認された。 【参考】 調査委員会調査では、学校の11%・社会体育施設の28%で「日常点検を行っていない」と回答、また学校の20%・社会体育施設の49%で「定期点検を行っていない」と回答 → 今回調査により、日常点検・定期点検の実施率が向上していることを確認</p>	<p>・「実施している」と回答した施設等は、日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置、補修まで、全てを行っているという理解でよろしいか。 ・「一部実施している」と回答した施設等は、日常点検・定期点検及び応急処置は必ず行っているという理解でよろしいか。</p>
2(3)	<p>(3)体育館の維持管理を外部に委託する場合には、(1)及び(2)について仕様書において定めるなどして、受託者に対し同様の対応を求める。また、受託者には体育施設管理士資格等を有する者がいることを条件とするなど、維持管理の質を保つ。</p>	<p>③ 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定 ▶ 学校の96.4%が「維持管理を外部委託していない」を選択しており、多くの施設において、維持管理を外部委託せず自ら実施していることが確認された。一方、社会体育施設では57.1%が「維持管理を外部委託している」を選択しており、指定管理や業務委託等による維持管理が比較的多いことが確認された。 ▶ 維持管理を外部委託している社会体育施設のうち、「一部実施している」又は「実施していない」を選択した施設(72.1%)においても、来年度以降は、仕様を適切に設定する、担当者が体育施設管理士養成講習会を受講することとしている等の回答を得ている。</p>	<p>・「一部実施している」を選択している施設等は具体的な何をを行い、何を行っていないのか、といった点の詳細について御教示いただきたい。</p>

番号	意見(平成29年5月29日)	対応状況(平成30年3月現在) 文部科学省	確認事項(平成30年5月) 消費者安全調査委員会
2(4)	(4) 体育館の利用状況に応じて木製床の長期的な改修計画を策定するとともに、改修計画に基づいて体育館の木製床の改修を行う。また、継続的に記録を参照できるよう、補修・改修の記録を保管する。体育館の建設に当たっては、施工に関する情報、維持管理の方法、改修時期の目安等の情報について、まとめた管理簿を作成して引き渡すことを仕様書において定めるなど、設計者及び施工者に確実に伝達させ、これを基に上記の改修計画を策定する。	④ 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管 ▶ 学校の60.8%・社会体育施設の67.8%が「実施していない」を選択しており、今回の調査項目の中では、最も取組が遅れている項目であることが確認された。	・「一部実施している」を選択している施設等は具体的に何を行い、何を行っていないのか、といった点の詳細について御教示いただきたい。
2(5)	(5) 施設利用上の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。	⑤ 施設利用時における注意事項の利用者への周知 ▶ 学校の69.5%・社会体育施設の62.6%が「実施している」又は「一部実施している」を選択しており、多くの施設において利用者に対して利用時の注意事項が周知されていることが確認された。 ▶ 多くの施設において利用者に対して利用時の注意事項が周知されているものの、体育館に書面等を掲示せず、利用者団体が集う会議の場や利用開始時における口頭伝達のみとしている施設等(「一部実施している」を選択)が一定数(学校: 20.2%・社会体育施設: 17.1%)存在することが確認された。	・「一部実施している」を選択している施設等は具体的に何を行い、何を行っていないのか、といった点の詳細について御教示いただきたい。
2 まとめ		4. 文部科学省では、調査結果を各都道府県教育委員会等の体育館の所有者及び管理者に通知するとともに、調査結果及び消費者安全調査委員会によるヒアリング結果を踏まえ、改めて以下の取組を要請する予定である。 ◆ 取組状況が概ね良好な「①適切な清掃の実施(水拭き及びワックス掛けの禁止) ②日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置 ③維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定」については、取組の継続及び強化(「一部実施している」を「実施している」にする努力)を要請するとともに、「実施していない」と回答した施設に対して「取組の実施」を要請する。 ◆ 取組状況が最も遅れている「④長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管」については、体育館の木製床の長期的な改修計画を策定するとともに、計画に基づいて体育館の木製床の改修を行うこと、また、継続的に記録を参照できるよう、補修・改修の記録を保管するよう要請する。 ◆ 「⑤施設利用時における注意事項の利用者への周知」については、「一部実施している」又は「実施していない」を選択した設置者に対し、直ちに「施設利用時の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える」ことを要請する。	・各都道府県の関係者が状況を把握できるよう地方自治体において結果を公表してはどうか。 ・「要請」を行う時期と方法について御教示いただきたい。 また、「要請」の対象者も「各都道府県教育委員会等の体育館の所有者及び管理者」で間違いはないか、御確認いただきたい。 ・特に取組が遅れている項目「④長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管」については、取組が遅れている原因は何か。また、それを打開するための方策として、具体策はないか。

番号	意見(平成29年5月29日)	対応状況(平成30年3月現在) 文部科学省	確認事項(平成30年5月) 消費者安全調査委員会
3	<p>3. 消費者事故等の通知</p> <p>文部科学省は、体育館の床板の剝離による負傷事故が発生した場合には、次の(1)及び(2)の対応を行うべきである。</p> <p>(1)体育館の所有者又は管理者に対して、事故の発生した床板の写真の撮影、発生位置の記録を行い、情報提供に努めるよう求める。</p> <p>(2)消費者庁に対して、消費者事故等の通知を行うとともに、(1)で収集した情報の提供を行う。</p>	<p>1. 平成29年6月10日、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)が所有するナショナルトレーニングセンターにおいて、体育館の床板の剝離による負傷事故が発生したことを受け、スポーツ庁では、事故の発生した床板の写真、発生位置の記録など、JSCに対して事故報告を行うよう求めた。</p> <p>2. JSCからの事故報告を受け、6月15日、スポーツ庁より消費者庁に対して事故の発生を報告した。</p> <p>3. JSCでは、事故の発生を受け、第三者委員会(事故原因調査等委員会)を立上げ、負傷事故の原因を明らかにするとともに再発防止に向けた今後の取組みを検証し、報告書を取りまとめ、8月29日に公表した。</p> <p>4. JSCによる報告書の公表を受け、スポーツ庁より消費者庁に対して報告書の公表について報告した。(公表同日)</p> <p>【参考】 文部科学省では、JSCによる報告書の公表を受け、同日付で各都道府県教育委員会施設主管課等に対して事務連絡を発出し、改めて、同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在することを周知するとともに、事故の防止対策を徹底するよう要請した。</p>	<p>・当該事故報告書の公表について、全国の体育館を所持する施設及び団体等への周知等はどのように行われているのか。JSCにおける再発防止策を共有することが重要ではないか。</p> <p>例えば、ナショナルトレーニングセンター以外(小学校の体育館等)で事故が発生した場合についても今後、3. 消費者事故等の通知が行われるように対応していただきたい。</p>

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査 [学 校]

調査対象学校数	1,897	(100%)
---------	-------	--------

I. 通知文について

通知文の内容を確認している	1,868	(98.5%)
通知文の内容を確認していない	29	(1.5%)

II. 取組状況について

1. 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

実施している	1,239	(65.3%)
一部実施している	503	(26.5%)
実施していない	155	(8.2%)

2. 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置

実施している	1,188	(62.6%)
一部実施している	590	(31.1%)
実施していない	119	(6.3%)

3. 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

3-1. 外部委託の実施状況

維持管理を外部委託している	69	(3.6%)
維持管理を外部委託していない	1,828	(96.4%)

3-2. 外部委託する際の適切な仕様の設定

実施している	28	(40.6%)
一部実施している	28	(40.6%)
実施していない	13	(18.8%)

4. 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

実施している	287	(15.1%)
一部実施している	456	(24.0%)
実施していない	1,154	(60.8%)

5. 施設利用時における注意事項の利用者への周知

実施している	936	(49.3%)
一部実施している	383	(20.2%)
実施していない	578	(30.5%)

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査 〔 社会体育施設 〕

調査対象社会体育施設数	767	(100%)
-------------	-----	--------

I. 通知文について

通知文の内容を確認している	726	(94.7%)
通知文の内容を確認していない	41	(5.3%)

II. 取組状況について

1. 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

実施している	457	(59.6%)
一部実施している	186	(24.3%)
実施していない	124	(16.2%)

2. 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置

実施している	286	(37.3%)
一部実施している	345	(45.0%)
実施していない	136	(17.7%)

3. 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

3-1. 外部委託の実施状況

維持管理を外部委託している	438	(57.1%)
維持管理を外部委託していない	329	(42.9%)

3-2. 外部委託する際の適切な仕様の設定

実施している	122	(27.9%)
一部実施している	130	(29.7%)
実施していない	186	(42.5%)

4. 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

実施している	104	(13.6%)
一部実施している	143	(18.6%)
実施していない	520	(67.8%)

5. 施設利用時における注意事項の利用者への周知

実施している	349	(45.5%)
一部実施している	131	(17.1%)
実施していない	287	(37.4%)